

沖縄県こども計画（仮称）策定に係る

こども・若者等の意見表明

実施結果及びフィードバックについて（案）

沖縄県こども未来部

令和6年12月

【 も く じ 】

1. こども・若者等の意見表明の取組実施結果・・・・・・・・・・ p 2

2. こども計画への意見の反映状況について
 - (1) 沖縄県こども計画ってどんなことが書いてあるの? ・・・ p 5
 - (2) 意見表明のフィードバックについて ・・・・・・・・・・ p 6
 - (3) みなさんからの意見への対応 ・・・・・・・・・・ p 7
(沖縄県こども計画（仮称）への反映状況)
 - (4) こんな意見もありました ・・・・・・・・・・ p 40
(こども計画には反映できなかったけど)

3. 意見表明の取組をふりかえって
 - (1) 協力してくれた学校紹介 ・・・・・・・・・・ p 42
 - (2) みなさんからの感想 ・・・・・・・・・・ p 43
 - (3) みなさんを応援してます（支援施策の紹介） ・・・・ p 45

1 こども、若者等の意見表明の取組実施結果

対象（学年・年齢等）		施設数	アンケート回答数	居住地	取組の様子
大学生を主体とした参画・意見表明のモデル事業					
モデル事業に参画した大学生	3～4年次	2大学	51	—	<p>モデル事業として県内2大学の授業を活用し、大学生による意見表明を実施。</p> <p>県へ大学生の意見を届けてもらいながら、質問内容や実施方法を検討してもらい、県と協働でこども達の社会参画、意見表明の場づくりに取り組んでもらった。</p> 
モデル事業に参画の大学生によるフィールドワークで意見表明を行ったこども・若者	幼稚園～大学生	—	436	※モデル事業では、対象者の居住地を確認していない。	<p>大学生にはフィールドワークにより、自ら地域の児童館やこどもの居場所などに出向いて、こども達の意見表明、社会参画の場づくりを実施し、県へプレゼンの形で、こども達の声を届けてもらった。</p> 
小 計			487	人	
ライフステージ毎の意見表明					
幼稚園児	幼児教育施設	4～5歳児	1校	17	<p>小・中学生へ実施したアンケートの中から、保育士との調整の下、対象となるこども達が自らの意見として答えられる設問2つ「なりたい自分（将来の夢）」、「どんな地域にしかいか（地域のためにできること）」に質問を絞って実施した。</p> <p>保育士にファシリテートしてもらい、約1カ月の時間をかけてこども達の意見を、文字や絵を用いた作品で表現し、発表会の場で自分の言葉で作品を紹介しながら意見表明を実施した。</p>   <p style="text-align: center;">— ※中部圏域の1施設</p>

対象（学年・年齢等）			施設数	アンケート回答数	居住地域	取組の様子
小学生	県内公立小学校	5, 6年生 ※小規模離島の小学校1校のみ 全学年参加	7校	375		<p>クラスや学年単位で「こどもの権利」についての説明動画等を活用した出前授業等を行い、タブレットを活用してWebアンケートによる意見表明を実施した。</p>
中学生	県内公立・私立中学校	1～3年生	8校	697		
高校生	高校生代表者会議 (公立高校)	1～3年生	59校	176		<p>教育庁主催の「全県高等学校生徒代表者会議」でのグループワークを中心に、「こどもの権利」について説明動画等で学びながら、Webアンケートによる意見表明を実施</p>
	県内私立高校		2校			
	県内通信制高校		2校			
小 計				1265	人	

対象（学年・年齢等）	施設数	アンケート回答数	居住地域	取組の様子
------------	-----	----------	------	-------

県民向けWEBアンケートによる意見表明

若者	18歳以上29歳以下の若者	—	726	
保護者	0から17歳までの子を持つ保護者	—	3,978	

18歳以上の若者や保護者向けのアンケートについては、リーフレットでアンケートの趣旨や県が目指す「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の内容について説明しながら、県の現状と課題を示し、計画策定に向けた若者、保護者の意見表明の取組を実施した。

アンケートの周知にあたっては、沖縄県のHP等での広報やSNS、ラジオ等での呼びかけ、PTA联合会等の関係団体への協力依頼などを行い、広くアンケートへの協力を呼びかけた。



小計 4,725人 ※上記の「若者」と「保護者」の区分別に集計されていない21件も含む。

配慮が必要なこども・若者の意見表明

県内支援団体、施設(11カ所)で支援を受けているこども・若者	12~39歳	11施設・支援団体	64	
--------------------------------	--------	-----------	----	--

学校を通じて参画の機会を作ることが困難なこども達や、意見表明する環境や手法に特別な配慮や工夫が必要なこども達について、日頃からこども達へ寄り添い、支援をしている関係者（心理士や支援員等）の協力を得ながら、アンケートによる意見表明を実施。



合計 6,541人

2 こども計画への意見の反映状況について

(1) 沖縄県こども計画ってどんなことが書いてあるの？

令和7年度からスタートする「沖縄県こども計画」には、このような項目から出来ています。みなさんからの意見は、第1章や第3章、第5章の部分に反映されています。

第1章 計画の策定にあたって

なぜこども計画を作るのか、沖縄県が目指す「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」について書いてるよ！

第3章 こども施策に関する重要施策

1 ライフステージを通じた重要施策

- こども・若者が権利の主体となる社会づくり
- 色々な遊びや体験、活躍ができる機会づくり
- 障害を持ったこども等の支援
- 児童虐待防止や社会的養護の推進、ヤングケアラーの支援 などの様々な取組

2 ライフステージ別の重要施策

- お母さんのお腹の中にいる赤ちゃんから、大人になるまでのみなさんを支援するための取組

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

- 子育てをするみなさんを支援するための取組

第2章 こどもを取り巻く現状と課題

沖縄県のこどもや若者、子育てをする保護者を取り巻く社会の状況・課題について説明しているよ。

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画

保育園や幼稚園などで預かるこどもの数や、そこで働く保育士等の必要数、確保するための取組を示しているよ。

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者と大人と一緒に社会をつくり、こども・若者が声をあげることができ、その声を社会に活かすことができる「沖縄県」にするための取組を示しているよ！

4 最重要課題の解消に向けた施策

- 貧困の状態にあるこども達を支援するための取組

(2) 意見表明のフィードバックについて

みなさんから沢山のご意見を頂き、頂いたご意見はすべて読んで、計画へ反映できるか検討しました。

この資料では、みなさんからの意見が、沖縄県こども計画の中の「どこに」反映されているのかを説明しています。

今回計画への反映が難しい意見などは、「(4) こんな意見もありました」(p40～41)の部分で、みなさんからの大切な意見として紹介させて頂きました。

※この資料を作成する際、似たような意見については一つにまとめて書かせてもらいました。

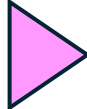

ア. 誰からの意見なのか (意見の区分)

みなさんから表明してもらった意見は、「(小学生)からの意見ですよ」、「お父さん、お母さん(保護者)からの意見ですよ」と、誰から表明された意見なのか分かるように()を付けて整理しました。

- ① (こども) : p2の「大学生を主体とした参画・意見表明のモデル事業」の取組の中で、大学生がフィールドワークで聴いたこども達からの意見
- ② (配慮) : p4の「配慮が必要なこども・若者の意見表明」の取組の中で、表明してもらった意見
- ③ (若者) : p4の「県民向けWEBアンケートによる意見表明」の取組の中で、子を持たない18歳以上29歳以下の若者から表明してもらった意見

イ. 矢印▷の色の違いって何? (意見の反映状況)

左側「みなさんからの意見」から、右側「書いてあるところ」へ導く矢印▷の色の違いで、意見反映の状況を説明しています。

矢印▷	反映状況
	みなさんからのご意見が反映された取組
	みなさんからのご意見に近い現在の取組

(3) みなさんからの意見への対応

(沖縄県こども計画 (仮称) への反映状況)

【 意見のカテゴリー 】

1. こども・若者の権利や社会参画
2. 経済的支援 (奨学金など)
3. 経済的支援 (その他)
4. 多様な遊びや体験
5. 多様なこどもの居場所
6. 心理的・精神的サポート
7. 相談支援
8. 学校・教育
9. 道路・キャリア支援
10. 環境整備
11. 生活支援
12. 就労支援
13. その他の支援

1 こども・若者の権利や社会参画

みなさんからの意見

- 理解して一緒に考えてくれるとうれしい（小学生）
- 話を最後まで聞いて、意見を尊重して欲しい（中学生）
- 大人の意見や価値観を押し付けなくて欲しい（高校生、大学生）
- こどもを1人の人として扱って欲しい。こどもだからって下に見ないで欲しい（配慮）
- 学生が外的要因で自分の夢を諦めなくてもいい社会になって欲しい（高校生）
- 戦争がない平和な世界（小学生）
- こどもが安心できる社会を作りたい（こども）
- 「こどもまんなか社会」について、具体的な意味を含めて周知して欲しい（保護者）

- こどもの権利を考えない大人がいる（小学生）
- こどもの権利があるのは、大人の権利もあるのかな？世界でも、おなじ権利があるのかな～？（小学生）
- 人はみんな同じではなくみんな違うからそれを知って欲しい（高校生）
- 決めつけずにしっかり話を聞いて、その上で話せる人がいて欲しい（配慮）
- こどもだからと偏見を持たず、一個人として人権を尊重する必要がある（保護者）

書いてあるところ

◆第1章2 基本理念

「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現
～「沖縄の目指す社会」～

I

- すべてのこどもたちが権利の主体として尊重される
- こどもの最善の利益が優先される
- こどもが意見を表明し、その意見が尊重され、社会に参画する機会の確保

II

- すべてのこどもたちが、貧困などの経済的状況や、離島を含め暮らしている地域など、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って健やかに成長していける

III

- すべてのこどもたちが、現在から将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

◆第1章3 基本方針

(6) こどもをまんなかとしたネットワークの構築

- こどもまんなか社会の実現に向けて、県民の幅広い理解と協力を得ることができるよう、県民運動として取組を展開

◆第3章1-(1) こども・若者が権利の主体であること の社会全体での共有

- こども・若者は、心身の発達の過程にあって、生まれながら権利の主体
- こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重
- その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る必要がある
- こどもに関わるおとなを含め、社会全体がこども・若者を権利の主体として認識

1-2 こども・若者の権利や社会参画

みなさんからの意見

- 意見の発表場所を徐々に広げていくような取り組み（中学生）
- こどもだから、と意見を蔑ろにしたり話し合いから外したりしないで欲しい（高校生）
- 自分が思っている考えを発言し、少しでもいい学校、地域にするために行動を起こしたい（高校生）
- もっとこどもの意見を取り入れて事業を展開してはどうか。大人の視点では見られない新たな発見があると思う（中学生）
- 「こどもたちの声を聴く」場や機会、プロセスをきちんと設けて、県として予算を確保し、持続可能な取り組みとする必要がある（保護者）
- アンケートはどの取組にどう活かされているのか、県民が広く解るようにして欲しい（保護者）

- 過去にいじめをうけた子、家族から差別を受けている子の意見も聞いた方がいいと思う（中学生）
- Web版ご意見箱（配慮）
- 大人やこども未来部の皆さんとの話し合いの場を設けることが大事だと思う（配慮）

- 自分達も大人なのでこどもの声に耳を傾けよう（大学生）
- 大人の人の中でも職場の人や学生をまとめ導くことができる人、影響を与えることができる人は、どのように考え行動して、どんな話しかけ方をしているのか知りたい（高校生）

- 色々な地域から募ったこども達主体の活動をしてみたい（高校生）
- 若者がやっている活動に協力してください（大学生）

書いてあるところ

◆第5章1 こども・若者の社会参画・意見反映

(1)-① こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成

- 家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会の充実
- 権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会の充実

(1)-② こども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進

- こども・若者の意見を施策に反映させるこどもモニター等の取組を推進
- 意見の反映状況をフィードバックする

◆第5章1 こども・若者の社会参画・意見反映

(2) 多様な声を施策に反映させるための環境整備

- 困難な状況や声が聴かれにくい状況にあるこども・若者等も含め、全てのこども・若者が自らの意見を持ち、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮を行う

(3) こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成

- こどもの意見等を引き出すスキルを備えた次世代につながるこども・若者のファシリテーターの養成や人材確保等に取り組む

(4) 若者が主体となった活動を促進する環境整備

- 地域においてこどもや若者が主体となった団体等の活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の周知等を進める

2 経済的支援（奨学金など）

みなさんからの意見

- 進学のための**奨学金**（小学生）
- 高等学校の**授業料無償化**（中学生）
- 県内進学のための奨学金。**県外に進学したときの費用の援助**（高校生）
- **私立学校**の教育費の負担、入学金の負担（小学生）

- **金銭問題**がなければ本当にかんげられます。お金がないから（中学生）
- 進学先は車やバイク通学が厳しいので、**交通費の支援**があったら嬉しい（高校生）

- **バス・モノレール・タクシー**などを高校生まで無料か半額（小学生）
- **フリースクール**を利用する子ども達にも**経済的支援**があれば助かる（保護者）
- **奨学金がだれでも受けれる**ようにして欲しい（中学生）
- **給付型の奨学金が普通世帯にもあったら**うれしい（高校生）
- 給付型でも貸与型でも**給付金**がもっと手軽に**必要な人が利用できる**ようになって欲しい（若者）
- **教材費の補助**（タブレット端末にスキャンするために同じ教科書を買って、切り離して利用する必要が）（配慮）

書いてあるところ

◆第3章 2-(3) 青年期

ア-① 高等教育段階の就学支援の着実な実施

- 奨学金貸与事業の着実な実施・制度の周知
- 経済的な理由で県外難関大学等への進学が困難な県内高校生に奨学金を給付
- 県外大学等に進学を希望する低所得者世帯の高校生への渡航費用の支援
- 私立専修学校に通う低所得世帯の学生の授業料と入学金の減免

◆第3章 4-(1) こどもの貧困対策

ア-②-(1) 小中学生期

- 私立学校に通う、家計が急変した世帯等に対する授業料負担軽減

◆第3章 4-(1) こどもの貧困対策

ア-②-(ウ) 高校生期

- 所得に応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援金の支給
- 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度による家庭の教育費負担の軽減
- 高等学校等中途退学者の学び直しに係る一定期間の授業料支援
- 高校生等の通学費に係るバス運賃等の負担軽減

ご意見に近い現在の施策、取組

- 通学費に係るバス・モノレール通学費等支援事業は対象を順次拡大しながら支援（R4年度フリースクールに通学する学生にも対象拡大）
- 奨学金等については、所得に応じて家庭の教育費負担の軽減
- 特別支援学校（特別支援学級含む）に就学する生徒の教育費に対する特別支援教育就学奨励費による負担軽減

3 経済的支援（その他）

みなさんからの意見

- 親に負担をかけずに**海外留学**したい。奨学金があったら嬉しい（中学生）
- **留学**のための奨学金（高校生）
- 県費で行ける**留学**、活動を増やして欲しい（高校生）
- **海外留学**の為の給付金の増加（大学生）

- **塾のお金**の援助（中学生）
- **無料塾**があったらいいなと思う（中学生）
- 私立に通うとどうしてもお金の関係で塾に通えないので、**無料の塾**を作りたい（高校生）
- 所得による塾などの格差、勉強の遅れがないように**無料学習塾**を実施して欲しい（保護者）

- **受験料**の値下げ（小学生）
- 試験に受かったら**受験料**を免除してもらえると受けやすくなる（高校生）
- 公共交通機関の無償化（大学生）
- 生活資金の援助、**車の免許代**安くして欲しい（大学生）
- 様々な家庭が平等に恩恵が受けられるように**所得制限を撤廃**し、制服や高校の教科書の無償化などが必要（保護者）
- **家賃負担**（子ども）
- 給付型奨学金があることを中学生の頃から周知して、進路を諦めないようにして欲しい（保護者）

書いてあるところ

- ◆第3章 1-(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
ウ-② 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進
 - 多様な分野における諸外国への留学や研修生の海外派遣
 - 国際的な視野を持ち、創造性豊かでグローバルに活躍できる人材の育成

- ◆第3章 4-(1) こどもの貧困対策
イ-① 学習・進学支援
 - 生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯の子どもに対し、市町村、NPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援
 - 多様な進学希望に対応した学習支援
（※高校生進学チャレンジ支援事業を含む）

ご意見に近い現在の施策、取組

- 経済的に困難な学生を支援する高等教育の就学支援新制度（大学等の授業料・入学金の免除や減額、給付型奨学金の支給：文部科学省による支援）の周知
- 児童養護施設等を退所する者及び里親委託を解除される者に対し運転免許費用の助成
- R6.10月から児童手当の対象年齢の拡大、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額増額
- 自立に向けて意欲的に取組む低所得のひとり親世帯に対する住宅借り上げ資金の無利子・償還免除付きの貸付実施

3-2 経済的支援（その他）

みなさんからの意見

➤ **不妊治療**が一部保険適用となったが、まだまだ不十分だと思う（保護者）

➤ 若年結婚した人に対する**引っ越し費用**等の経済的支援が県内全域であれば良い（配慮）
➤ 一人暮らしの**費用**や**引っ越し費用**（配慮）
➤ **シングルになった家庭の新生活サポート**（学区を変える事無く住居を探すなど）が沢山あればよいと思う（保護者）

➤ ひとり親世帯への**金銭的援助**（高校生）
➤ ひとり親世帯です。パートの時間を増やし収入が増えたことでいくつかの支援が受けられなくなった。**長期的に行って頂ける支援・補助**があればこどもの未来に繋がっていいと思う（保護者）

➤ 給食費無料や必要な物の無償化など現物支給して欲しい。**多子家庭でも保育園などの減額や無償化**は上の子と下の子が離れていたら対象にならない事も多い。（保護者）

書いてあるところ

ご意見に近い現在の施策、取組

- ❑ こどもを望む夫婦に対しては、適正な治療等が受けられるよう、先進医療に係る治療費用の一部助成を行うなど、精神的、経済的負担の軽減

◆第3章 3-(4) ひとり親家庭等への支援

ア-③ 生活支援、子育て支援の推進

- ❑ 住宅に係る支援として、県営住宅等におけるひとり親家庭の優先入居
- ❑ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金、低所得のひとり親世帯に対する住宅借り上げ資金の無利子・償還免除付きの貸付実施

◆第3章 3-(4) ひとり親家庭等への支援

ア-④ 経済的支援の推進

- ❑ ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金や生活資金等を無利子又は低利で貸付を行う母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の適切な実施

ご意見に近い現在の施策、取組

- ❑ 安心して子育てを行える環境を実現するため、多子世帯に対しては、保育料の負担軽減を図るとともに、サポーター派遣による育児等支援に係る事業を促進

3-3 経済的支援（その他）

みなさんからの意見

➤ 医療費の助成（配慮）

- 給食費無料（小学生）
- 経済状況に関わらず同じように学校に通い勉強できる環境が必要。そのためにも学費や給食費の軽減・免除は大切（保護者）
- もっと税金をこどもの為に使って欲しい、無料の遊び場や児童館、給食費援助などすべき事が沢山あると思う（保護者）

書いてあるところ

- ◆ 第3章 3-(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
ア-② 医療費等の負担軽減
 - 医療機関における窓口での支払いを不要とする現物給付を継続実施するため、引き続き市町村へ支援実施

ご意見に近い現在の施策、取組

- 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、段階的な取組として、中学生の給食費を対象とし、全ての市町村及び私立学校に支援していく



3-4 経済的支援（その他）

みなさんからの意見

➤ 兄弟姉妹の**修学旅行費用**、**部活の費用**（配慮）

➤ **ミルク代**、**おむつ代**等の支援や配布を**困窮世帯に限定せず**にして欲しい（保護者）

➤ こども達の将来のための支援金があると良い、**物価を下げ**て欲しい（小学生）

➤ 県外の大会へ行くときの費用（小学生）

➤ 部活の**遠征費**（こども）

➤ **離島**に住んでいて、**移動**にお金がかかるので補助金を出して欲しい（中学生）

書いてあるところ

◆第3章 4-(1) こどもの貧困対策

ア-②-(イ) 小中学生期

- 経済的理由により就学が困難な家庭の教育費負担の軽減のための就学援助制度

ご意見に近い現在の施策、取組

- 子育て世帯等（非課税世帯、生活保護世帯、児童扶養手当を受給している世帯）子育て用品（ミルク、オムツ等）引換クーポン券の配布（R6年度補正予算）
- 物価高騰により経済的に困難な状況にあるひとり親及び女性に対する生活用品を購入できる電子クーポンの配布（R6年度補正予算）

◆第3章 4-(1) こどもの貧困対策

- 国際情勢などの影響による物価高騰が県民生活を直撃し、困窮世帯の生活はより深刻な状況にあるため、こどもの貧困対策を県政の最重要課題に位置付け、施策を展開していく。

イ-② 体験・交流の機会創出

- 家庭の経済状況に関わらず、余暇、レクリエーション、文化、スポーツ等の機会を提供する取組を推進

4 多様な遊びや体験

みなさんからの意見

- ▶ 方言の継承（こども）
- ▶ いろいろな人がやりたいことができるような社会になって欲しい（小学生）
- ▶ お絵描きイベントやワークショップをやって欲しい（小学生）
- ▶ 外国人と話す場がもっと欲しい（中学生）
- ▶ 演劇をする機会が欲しい（高校生）
- ▶ こどもが自由に使える**公共施設**（児童館、体育館など）を増やして欲しい（小学生）
- ▶ 熱中症警戒アラートが危険でも**遊べる場所**（小学生）
- ▶ 公共図書館を増やして欲しい（中学生）
- ▶ **自然**を残したアトラクション、行事を増やして欲しい（小学生）
- ▶ 絵と日本語や、方言、文章の書き方についての本を**図書館**にもっと増やして欲しい（中学生）
- ▶ 快適に**勉強できる空間**が欲しい（中学生）
- ▶ 体を動かす事が好きなのでスポーツや**運動できる環境**（施設ジム）があれば良い（配慮）
- ▶ 障害者に配慮された運動施設が増えて欲しい（配慮）
- ▶ 家や学校以外でも勉強できるスペースを増やして欲しい（若者）

- ▶ いろいろな人の考えを**聴ける場所**が欲しい（小学生）
- ▶ ネイリストになりたいので、ネイルの**体験**してみたい（小学生）
- ▶ **保育士の体験**ができる機会が欲しい（中学生）
- ▶ **Webデザイナー**と関われる**機会**が欲しい（中学生）

書いてあるところ

◆第3章 1 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

ア-① 遊びや体験の機会の場の創出

- 一人ひとりの違いを認め合い、他人を思いやることのできる豊かな感性に満ちあふれ、沖縄らしい個性を持った人づくり
- 地域の自然環境、歴史、伝統文化、芸術に触れる体験活動、ボランティア活動、スポーツ活動等を推進する
- 学校・地域における自然体験学習や読書活動等の多様な学習活動の充実に取り組む
- 公民館、図書館、青少年教育施設、児童館等の地域コミュニティの核となる社会教育施設の学習環境の充実

◆第3章 1 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

ウ-① キャリア教育の推進

- こどもたちが目的意識を持って、様々な人と協働し、社会を支える自立した人材となるよう、幼児期からの発達段階に合わせた体系的なキャリア教育の推進に取り組む
- 学校での学びと社会とのつながりを意識できるよう、地域・企業等と連携した体験的活動を通じた学びを实践

4-2 多様な遊びや体験

みなさんからの意見

- ▶ ゴミを分別する、ポイ捨てをしない（小学生）
- ▶ **環境問題**や**その他の問題**が今たくさんあって問題をなくすために色々政治家とかが動いてくれると思うけどなんで良くならないんですか（中学生）
- ▶ きれいな海があるからビーチクリーンをしたい（中学生）
- ▶ 課題を理解し、自分の周りからだけでも、その課題に注意する。また、解決、触れられる機会があれば積極的に参加する（高校生）

- ▶ 授業で**プログラミング**を導入して欲しい。今後の社会で必須になるだろうから（中学生）
- ▶ **科学館**などが欲しいです。できれば宇宙や機械関係が欲しいです（小学生）

- ▶ 以前は**音楽ライブ**にも行けていた、また行けるようになりたい（配慮）

- ▶ 沖縄は貧困率が高く、**体験格差**が生まれる環境があるので、体験施設をつくるのが子ども達のためになるのではないかと（大学生）
- ▶ 経済的格差があっても、**学習や経験**はしっかりと**提供できる社会の仕組み**があれば、取り残される子どもも減るのではないかと（保護者）

書いてあるところ

◆ 第3章 1-(1) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ウ-③ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- 持続可能な社会の創り手の育成を旨とし、SDGs実現の担い手に必要な資質・能力の向上を図る取組に対する支援を実施

◆ 第3章 1-(1) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ウ-④ 理科系教育やアントレプレナーシップ教育、STEAM教育等の推進

- 小学校からプログラミング教育や情報モラル教育を進め、情報活用能力の向上に取り組む
- こどもが科学に触れあう機会の創出やこどもの成長段階に応じた多様な科学教育プログラムの実施等に取り組む

◆ 第3章 1-(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援 ア-⑥ 障害のある子ども・若者の生涯にわたる学習機会の充実

- 障害者等を含めて、国内外の優れた文化芸術を鑑賞できる機会を拡充、文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感できる環境づくりの取組

◆ 第3章 4-(1) こどもの貧困対策 ウ-① 地域における社会資源の創出

- 住んでいる地域によって食事や学習、体験などの支援に格差が生じないよう、こどもの身近な場所に、こどもの居場所などの社会資源の創出

5 多様なこどもの居場所

みなさんからの意見

- こどもを観てくれる人が居て、眠れる場所（配慮）
- 育児情報をくれる人（配慮）

- 近くにリラックスできる**ところ**が欲しいです（小学生）
- 静かで本当に自分一人になれる何をしても誰にも邪魔されない**場所**（中学生）

- 勉強を楽しくわかりやすくできる**環境**が欲しい（小学生）
- できるまで一緒にやってくれるひと（中学生）
- 勉強するために友達に教えてもらいたいが私語厳禁の自習室が多いため中々**勉強できる場所**がない（高校生）
- 私の地域には児童センターがありません。こどもの居場所作りの一つとして**児童センター**が出来ると嬉しい（保護者）
- **多様な居場所**があって欲しい（配慮）
 - ・いつでも利用出来る居場所 ・食事が出来る居場所
 - ・宿泊型の居場所 ・他者と交流できる居場所
 - ・2~3人の少ない人数で活動出来る居場所
 - ・役所以外で相談窓口になってくれる居場所
- こどもの居場所作りに加え、**保護者も集える居場所**作りが必要。子育て世帯を見守り、生活困窮者や子育てに困っている潜在的な親子をファミサポや役所、児相も一緒に情報共有して全体で見守れる体制が必要（保護者）

書いてあるところ

◆第3章 2-(1) こどもの誕生前から幼児期まで

ア-④ 若年妊産婦への支援

- 若年妊産婦等が自立できるよう、市町村と連携の上、妊娠中から専門的かつ継続的な個別支援を行う居場所等の設置し、出産・育児に関する相談・指導、就学や就業等に関する支援に取り組む

◆第3章 2-(2) 学童期・思春期

イ 多様な居場所づくり

- すべてのこども・若者が安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく

イ-① 多様なこどもの居場所づくりの推進

- こどもが健やかに成長できる環境の整備に向けて、地域、学校、市町村、各種団体等と連携し、こども1人ひとりに寄り添って支援を行う安全・安心で多様なこどもの居場所作りの推進など、こどもを地域全体で見守り支援する拠点の形成と拡充
- 児童館や公民館等既存の地域資源の活用により、地域のニーズや実情に応じた多様なこども・子育て環境の充実に取り組む
- 研修等の実施により、居場所職員の資質向上や確保
- 学生ボランティアを居場所へ派遣し、こども達の身近な存在として寄り添い、学習支援実施

◆第3章 4-(1) こどもの貧困対策

ア-① つながる仕組みの構築

- 地域の貧困状況を把握し、関係機関との情報共有やこども及びその保護者を各種支援制度につなげるこどもの貧困対策、支援員の配置
- 支援コーディネーターの配置による相談・助言、研修実施による居場所運営者や貧困対策支援員の専門性向上

5-2 多様なこどもの居場所

みなさんからの意見

- **学童保育**を探すのに苦労しました。小学校低学年までは無条件で受け入れて頂かないと、1人でお留守番は難しいです。（保護者）
- **狭い学童**で人数も多く、ぎゅうぎゅうな状態で過ごして、こどもも学童に行きたくない言う。もっとこども達が放課後楽しく過ごして欲しい（保護者）
- **放課後**、こども達が**学校から閉め出されている**ので、昔のようにこどもの居場所となって欲しい。（保護者）



書いてあるところ

◆第3章 2-(2) 学童期・思春期

イ-② 放課後児童対策

- 学校施設や児童館など公的施設の活用を含む放課後児童クラブの計画的・効率的な整備を促進
- 国の方針を踏まえ、学校施設の積極的な活用



6 心理的・精神的サポート

みなさんからの意見

- **トラウマ**を甘く見ないで欲しい。**必要な支援や治療**をこどものうちにしてあげて欲しい。アダルトチルドレンのまま手を離さないであげて欲しい。(配慮)

- **理解**してくれる、**気にかけて**くれる人 (配慮)
- **聴いてくれる**だけで十分 (配慮)
- **寄り添って**くれる人 (配慮)
- 無理に何もかも**聞き出そうとしない**人 (配慮)

- 決めつけずにしっかり**話を聞いて**、その上で話せる人が居て欲しい (配慮)
- 意見を聴いて、**代弁**してくれる支援員が欲しい (配慮)
- 施設の職員、先生や心理士による**代弁** (配慮)



書いてあるところ

◆第3章 1-(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

イ-⑤ 社会的養護経験者の自立支援の推進

- 虐待経験等の要保護性がありながら、公的支援につながらず、社会的養護の経験がない若者等についても、各種支援の対象と位置付け、それぞれの若者等に応じた支援に取組む

◆第3章 1-(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

ア-⑦ こども家庭福祉分野における人材、体制の強化

- 児童相談所で任用された児童福祉司等に対する研修等を継続することで、知識や技能を習得。こどもの権利擁護に関する意識の定着を図る

イ-④ 社会的養護の下にあるこどもの権利保障やこどもの意見の尊重

- 児童相談所や児童養護施設等への意見表明等支援員（アドボケイト）の定期的な訪問による、こどもの意見形成支援

ウ ヤングケアラーへの支援

- こどもの意向に寄り添いながら適切な支援への円滑なつなぎ

◆第5章 2 こども施策の共通の基盤となる取組

(2)-② こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上

- 教職員やスクールカウンセラー、こども・若者や子育てへの支援を担っている支援団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上

6-2 心理的・精神的サポート

みなさんからの意見

- 共感してくれる人が欲しい（小学生）
- 自分がやりたいことに反対せずに**応援してくれる人**が欲しい（中学生）
- ダメと言うだけでなくその理由を説明して欲しい。褒めることももっとあったら嬉しい（中学生）
- もっと若者に厳しくして欲しい（高校生）
- **失敗しても大丈夫**、そして自分に**自信が持てる**ような教育などがあれば助かります（高校生）

- **若い新しい価値観**や私達のあり方に**理解**が欲しい（大学生）
- **若者の夢**を応援して欲しい（みとめて欲しい）（大学生）
- **夢を見つける環境**、支援が欲しい（大学生）

- 他の人とどう話せばいいのかを学びたい（配慮）
- 友達と**コミュニケーション**が取れない（小学生）
- 自分のしたいことがわからない（中学生）

書いてあるところ

◆第3章 2-(2) 学童期・思春期

- 安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整える
- 思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないことがないよう支えていくことが望まれる

◆第3章 2-(3) 青年期

- 自らの価値観や生き方を確立する時期
- 職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援

◆第3章 1-(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

オ-① 非行防止、非行等に及んだこども・若者や家族への相談支援、自立支援

- 長期未就労やコミュニケーション難などの様々な困難に直面し、本人の力だけでは個々の支援策を活用して自立が難しい求職者に対する専門相談員による個別的・継続的支援

◆第3章 2-(2) 学童期・思春期

ア-① 公教育の再生、学校生活の更なる充実

- 学力等の認知能力とともに、意欲や協調性、粘り強さ、計画性、創造性、自制心、コミュニケーション能力といった、生きる力の土台となる「非認知能力」の育成に努める

7 相談支援

みなさんからの意見

- 暴言や暴力をやらないようにしてほしい（小学生）
- 虐待や売春とか、子育てを放棄している人がいたら、そのこどもは**すぐに助けて暮らしやすいように**してあげてほしい（中学生）
- 日本語や日本の習慣が解らない**親のケアが大変**、誰かに親のケアをお願いしたい（配慮）

- 1人暮らしで何かあったとき頼れる人が居て欲しい（配慮）
- 離島にも今通っている施設（養護施設や里親の元を出た**若者の支援施設**）を作って欲しい（配慮）



書いてあるところ

◆第3章 1-(5)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

ア-① 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

- 子育てに困難を抱える世帯を早期に把握し、支援につなげることで養育環境を整え、虐待リスク等の増加を未然に防ぐため、必要な支援につなげる取組を促進

ア-② こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会などの連携による虐待予防の取組強化

- 虐待の未然防止と早期発見に向けては、妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備するため、市町村におけるこども家庭センターの設置を促進。
- 家事や家族の世話など、年齢や成長の度合いに見合わない負担を負っているヤングケアラーの早期発見、支援

◆第3章 1-(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

イ-⑤ 社会的養護経験者の自立支援の推進

- 児童養護施設等の退所後においても、退所者への就労及び自立に関する相談支援体制を拡充

7-2 相談支援

みなさんからの意見

➤ 産前から、子育て支援センターなどの支援施策の活用や周知を徹底して欲しい（保護者）

- 電話での相談窓口は大体混みあっていてつながらない（配慮）
- うちの子は不登校になり、相談先を探したりしましたが、どこも予約がいっぱい。気軽に相談出来ませんでした。18歳になった今も引きこもりです。取り残された感じがします。親も精神的に一杯いっぱいです。気軽に相談出来る場所が欲しかった（保護者）
- 何でも相談できる環境があったらよい（配慮）

➤ 周りの人が思うより自分の精神状態（双極性障害）は酷い状況です。この辛さは健常者が理解するには限界があると思う（配慮）

書いてあるところ

- ◆ 第3章 2-(1) こどもの誕生前から幼児期まで
ア-① こども家庭センターによる切れ目のない支援
 - 妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進やこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行う「市町村こども家庭センター」の設置促進

- ◆ 第3章 2-(2) 学童期・思春期
カ-② 相談支援、学習支援体制の整備
 - 不登校など社会生活を営む上での困難を抱えるこども・若者及びその家族等に対し、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザsoraeを拠点とした相談・支援体制の充実、多角的な支援の取組

- ◆ 第3章 2-(3) 青年期
エ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実
 - 困難を抱えるこども・若者及びその家族等に対し、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザsoraeや地域若者サポートステーションなどを拠点とした相談・支援体制の充実

8 学校・教育

みなさんからの意見

- 義務教育の時でも自分の夢に向かって頑張れるような学校（小学生）
- 授業の間ずっと座っているのが嫌だ。たまには、外で授業もしたい（小学生）
- もっと授業の内容を面白いのにして欲しい（小学生）
- 小中高校まで30人学級にして、生徒理解ができる環境を作りたい（保護者）
- 授業中に質問しやすい環境、雰囲気を作って欲しい（配慮）
- 先生には進路や悩み事などを気軽に相談できる雰囲気を作って欲しい（高校生）
- 大人の社会と違って学校の人間関係が狭いせいで、困っている人がいっぱいいるんじゃないの（中学生）
- 教育現場でも正規雇用を増やして、担任の複数配置等、教育の充実を実現して頂きたい（保護者）
- 練習をサポートして欲しい（中学生）
- ゴミ拾いをして言葉遣いもちゃんとできる大人になりたい（小学生）
- 義務教育でもっと常識や道徳を教える（高校生）

書いてあるところ

◆第3章 2-(2) 学童・思春期

ア-① 公教育の再生、学校生活の更なる充実

- こどもたちが夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な生きる力」を育むため、確かな学力を身に付ける学校教育の充実

ア-② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的推進、学習機会と学力の保証

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組む
- すべての教員が「主体的・対話的で深い学び」を実現
- 自ら学び自ら考える力を育む、学力を保障するため少人数学級の推進
- 日々の授業における指導体制や指導方法の工夫改善、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実
- 管理職を含めた教職員への研修、教職員のスキルアップに取り組む

ア-③ 学校における働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組の推進

- 教職員一人ひとりがこどもたちへのより良い教育ができるよう働き方改革とメンタルヘルス対策に取り組む
- 職員定数の改善等について、国の動向を踏まえ取組む

ア-⑤ 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行

- 地域クラブ活動への移行に向けた体制づくりに取り組む

ア-⑥ 規範意識の醸成に向けた道徳教育や情報モラル教育の推進

- 児童・生徒の道徳性を育む

みなさんからの意見

- **政治家**を学校に呼んで欲しい。投票率の向上にもつながると思う（高校生）
- もっと日本の**政治**をよくしたい（小学生）
- **社会保障制度**（税金・年金・保険）などの情報を受けたい（配慮）

- **校則**が厳しい（こども）
- 見た目に関する校則がある。その**校則**がある理由が言えないのならなくして欲しい（中学生）

- いつまでも昭和気分でのいるの？今はもう令和なんだから時代にあった教育をして欲しい。**暴力や暴言、大声**でこどもたちを黙らせないで（高校生）

書いてあるところ

◆第3章 2-(2) 学童・思春期

エ-① 主権者教育の推進

- 政治の仕組みについて必要な知識を習得
- 地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付ける

エ-③ 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

- 学校教育における雇用と労働問題に係る学びの推進、働く上で必要な社会保障及び労働関係法令など基礎的知識の普及

◆第3章 2-(2) 学童・思春期

キ 校則の見直し

- 規則は、学校や地域の状況、社会の変化等に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるもの
- 校則の見直しを行う場合にはその過程で児童生徒や保護者等の関係者からの意見を聴いた上で決めていくことが望ましい

◆第3章 2-(2) 学童・思春期

ク 体罰や不適切な指導の防止

- 教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなる児童生徒に対しても決して許されない
- 適切な指導体制の構築や暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組等

みなさんからの意見

- **日本語が苦手**、自分が解る言葉で相談したい（配慮）
- 一緒に教科書を読んだり、日本語で解らないところを英語に訳して欲しい。日本語を間違えたりわからない時は教えて欲しい（配慮）

- 自閉症のこどもがいます。保育園までは1人に一人ずつ補助の先生がいましたが、小学校はありません。普通小学校と特別支援学校で障害児を切り離すのではなく、補助の先生を増やして普通学校でももっと障害児を受入れ、**普通のこども達と障害児がもっと交流できる場**を設けて欲しい（保護者）
- **障害の状況に応じた学習支援**の充実（配慮）

- 教育支援員やスクールソーシャルワーカー、**スクールカウンセラー**など相談できる人の配置（配慮）
- 自分がこまっていることを伝えたい（小学生）
- 優しく**相談事**を聞いてくれるひと（中学生）
- 学校にいるカウンセラーの人がどんな人なのかを知る場が欲しい（高校生）
- **学校の居場所**（困ったことも聞いてくれる場所、家や生活のことも話せる場所）の設置（配慮）

書いてあるところ

- ◆ **第3章 1-(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり**
ウ-⑦ 在留外国人のこどもや海外から帰国したこどもへの支援
 - 公立の小中学校において、日本語指導に対応する教職員を配置、日本語指導に係る教員研修等の取組
 - 県立高等学校及び特別支援学校において、日本語指導支援員の配置又は派遣を行い就学継続及び社会的自立の支援、保護者に母語支援員を派遣し、学習や進学、就職などについての相談支援

- ◆ **第3章 1-(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援**
ア-⑤ インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の推進
 - インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に向けて、連続性のある多様な学びの場を踏まえた就学支援
 - 個に応じた指導や支援が図られ、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うための個別的教育支援計画の作成と活用、交流及び共同学習の推進

- ◆ **第3章 2-(2) 学童期・思春期**
オ-② スクールカウンセラー等による支援の実施
 - スクールカウンセラー等を学校に配置し、こどもの心の相談、保護者や教職員の教育相談体制の充実
 - スクールソーシャルワーカーを学校に配置し、児童生徒の置かれた様々な環境への支援

みなさんからの意見

- いじめに遭っている人や、不登校の人にも、学校に行きやすくなるような環境を作って欲しい（小学生）
- いじめとかも多いからそれをなくすることができるのか（中学生）
- いじめ対応で先生以外の相談先、学校外の第三者の介入（配慮）



書いてあるところ

◆第3章 1-(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

ア-③ こどもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築

- こどものあらゆる権利が侵害されることがないように、各種相談窓口の周知及び連携強化
- こどもの権利が侵害された場合の救済機関の設置に向けた取組

◆第3章 2-(2) 学童期・思春期

オ-① いじめ防止対策の強化

- いじめ防止対策に必要な人的体制として、スクールカウンセラー配置によるいじめの早期発見、早期解決の推進
- スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー等の活用や、学校・家庭・地域の協議の場の設置等によるいじめ問題の対策

オ-③ いじめの重大事態の調査

- いじめ重大事態再調査部会における再調査の必要性審議

9 進路・キャリア支援

みなさんからの意見

- 就職の情報を得る機会（こども）
- こどもが**世界や社会とつながる道**をつかって欲しい（中学生）
- **たくさん人と関わり、成長できる場**が欲しい（高校生）
- 小・中学校の時から、**県外進学、就職、留学**などの話を聞く機会や情報が欲しい（大学生）
- 沖縄だからこそできる外国人との**交流**（高校生）
- 日本が世界の先進国に追いつくためには、まず**英語教育**の見直しが必要だと思う（高校生）
- **ALT**（外国人による外国語指導助手）の充実（高校生）

- 就職の情報を得る機会（こども）
- **お仕事体験、見学**（小学生）
- **現役の人と話**ができる場（小学生）
- **職場体験**は1回しかなく体験する仕事に縛りがある。気になる仕事を自由に選び、体験する機会を増やして（中学生）
- 自分の**進路**の悩みなどを気軽に相談できる環境（中学生）
- **同じ夢を持っている人との交流**（中学生）
- **就職のサポート**、相談できる人（高校生）
- 夢のための**スキル**を身につけられる機会（高校生）
- **県外の学校**が学校に来て**説明会**をしてくれたら嬉しい（高校生）

- 自分の**夢に関する情報**を提供して欲しい（配慮）
- **専門学校、専修学校**に関する**情報**を受けたい（配慮）
- **資格取得、検定試験**などに関する**情報**を受けたい（配慮）
- **高校受験・大学受験**に関する**情報**を受けたい（配慮）
- **進学に関する情報**を丁寧に教えて欲しい（配慮）

書いてあるところ

◆第3章 1-(1) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

ウ-① キャリア教育の推進

- 幼児期からの発達段階に合わせた体系的なキャリア教育の推進に取り組む
 - 「人間関係形成・社会形成能力：かかわる力」「自己理解・自己管理能力：ふり返る力」「課題対応応力：やりぬく力」「キャリアプランニング能力：みとおす力」の育成に取り組む
- ##### ウ-② 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進
- 外国と深い関わりのあるOISTやJICA沖縄等との連携
 - 外国語指導助手（ALT）の活用
 - 学校教育における外国語教育の充実改善

◆第3章 2-(2) 学童・思春期

エ-③ 社会的・職業的時自立に向けた学習、社会保障教育

- キャリア教育を促す取組を推進し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力の育成を意識した取組を推進
- 児童生徒が主体的に進路を選択・決定するために必要な支援に取り組む
- 職場における体験活動等を通してこどもの将来や仕事について考えるきっかけを創出
- 高校生一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育成

◆第3章 2-(2) 学童・思春期

ケ-② ② 就業支援や復学・就学のための取組

- 高等学校中途退学者や中途退学が懸念されるこどもや、中学校卒業後に就学・就業をしておらず、社会的自立に向けた展望を見出せないでいるこども・若者について子ども若者みらい相談プラザsorae、NPO等の支援団体、こどもの居場所、企業等と連携・協力を図りキャリア形成支援や、就学、就業など必要な支援につなげる

10 環境整備

みなさんからの意見

- 遊べる場所を増やして欲しい（こども）
- すべての公園に駐車場を（こども）
- 赤ちゃんからお年寄りまでもみんなが行きやすい大きな公園が欲しい（小学生）
- バasketボール、サッカー、バレーボールなどスポーツができる場所（小学生）
- 室内で遊べるところが欲しい（中学生）
- 体育館をもっと増やして欲しい（中学生）
- スポーツや運動が出来る環境、施設があれば良い（配慮）
- 日中暑すぎる、室内遊具等で遊べるところが欲しい（保護者）

- 介助が必要な時、サポートしてくれたり気にかけてくれたら嬉しい（配慮）
- バリアフリーのまちづくりの推進（配慮）
- 段差が小さい歩道の整備、スロープが増えて欲しい（配慮）
- 車いす用トイレを増やして欲しい（配慮）

書いてあるところ

- ◆第3章 1-(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
イ こどもまんなかまちづくり
- こどもや子育て当事者等が充実した活動ができるよう、こどもの遊び場の確保
- 親同士・地域住民の交流機会を生み出す空間の創出に資する都市公園整備事業等への取組

- ◆第3章 1-(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
イ こどもまんなかまちづくり
- 既存公共施設または公用施設において、こども・子育て支援機能の強化またはユニバーサルデザイン化のため、必要に応じた改修事業への取組
- ◆第3章 1-(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
ア-①地域社会への参加・包容の推進、将来の自立・社会参加
- 障害者を含むすべての人が自由に社会参加できる社会の実現のため、関係機関と地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組む。

10-2 環境整備

みなさんからの意見

- 一人っ子と兄弟姉妹のいる人で寮を分けて欲しい（配慮）
- 今は集団生活だけど、**人数が少ない**環境で生活したい（配慮）
- こどもだけでなく、職員の意見も積極的に取り入れ、**大人が働きやすい環境**を整えた方がこどもも過ごしやすくなる（配慮）

- インターネットやSNSは、知らない意見や価値観に触れることができる反面、**ネットリテラシー**について親と学ぶ機会もあるといい（大学生）

- ゆっくり**運転**して欲しい（こども）
- **治安**をよくして欲しい（小学生）
- 大通り以外にも**明かり**が欲しい（小学生）
- 受験のために塾にいらっているけど帰り道で**街灯**が少なくて怖い。細い道で急に**車が飛び出して**きて危ない（中学生）

書いてあるところ

◆第3章 1-(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

イ-③ 児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化の推進

- こどもの状況や特性等を踏まえたきめ細やかな支援が行えるよう、児童養護施設等における小規模化・地域分散化を図る

イ-④ 社会的養護の下にあるこどもの権利保障やこどもの意見の尊重

- 社会的養護のこどもの最善の利益を優先した養育を推進するため、こどもが健やかに成長することができる社会の実現に資する取組の推進

◆第3章 1-(5) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

イ こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

- 有害情報やSNS等による性被害から青少年を守るとともに、出会い系サイト規制法・青少年インターネット環境整備法等の周知を図る
- 家庭におけるネットリテラシー教育を推進

◆第3章 1-(5) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

エ-② 地域安全対策、交通安全対策の推進

- 犯罪の防止活動に取り組む
- こどもの通行の安全を確保するため、通学路等における歩道整備
- 交通安全施設整備の推進
- 総合的な交通事故対策を推進

10-3 環境整備

みなさんからの意見

- こどもが遊ぶ場所も大人があれこれ禁止してこども達が外で遊べなくなりました。そんな寂しい社会ではなく**心温まる社会**にした方がよい（保護者）
- 社会全体が大人のためのものになり、こどもが社会の中で迷惑な存在になっていて、子育てに向かない社会に向かっている。**こどもを迷惑と思わない、思わせない社会づくり**をすることで、子育てしやすくなる（保護者）

書いてあるところ

◆第5章2 こども施策の共通の基盤となる取組 (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくり のための意識改革

- こどもや子育てにやさしい社会となるよう、公共施設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組
- こども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有
- 公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内表示、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮について、利用者の理解・協力を促進する取組
- 様々な取組を通してこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運の醸成を図る



11 生活支援

みなさんからの意見

- 介護ロボットとかヘルパーの助けがあったらお父さんが居なくてもトイレとか出来るから良いな（配慮）
- 子に障害があると親の片方はこどもの介護をしなければならない。デイサービスなど時間の制約があり、就労先を見つけるのも難しい。障害のある人もない人も安心して暮らせる社会になって欲しい（保護者）
- ヘルパーなど一緒に行動できる人がいたら良い（配慮）



- 災害等の緊急事態が起った時の対応、支援を知りたい（配慮）

書いてあるところ

◆第3章 1-(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

ア-③ 地域における支援体制の強化による個々の状況に応じた質の高い支援

- 障害児及びその家族が、地域で必要な時に適切な障害福祉サービスが利用できるよう、市町村とも連携を図り支援施策を推進
- 障害児及びその保護者等が安心して生活できるよう、支援する事業所及び支援員のスキルの向上を図り、様々な支援に取り組む。

ア-⑧ 保護者や兄弟への支援

- 障害者やその家族、若い世代の介護者（ヤングケアラー）の社会的孤立を防ぐため、専門的なサービスや定期的な訪問等支援に迅速かつ適切につなぐ地域生活支援拠点等の整備
- 相談支援専門員の資質向上、障害福祉サービス制度の周知等の取組
- 常時介護や医療的ケアが必要な障害児等について、在宅で介護を行う家族の負担を軽減し、安心して生活ができるよう、相談・訪問支援、レスパイト支援等の充実。

第3章 1-(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

エ-④ 非常災害対策

- 児童生徒等の安全を確保するため、発達段階に応じた防災教育の取組

11-2 生活支援

みなさんからの意見

- 家賃価格が上がっているのに、給料がそこまで安定していない。家賃補助など先ずは生活スペースの援助が必要では。(保護者)

- 役所の手続きについて教えて欲しい(配慮)
- 引っ越しの手続きや家探しなどのサポート(配慮)
- 料理、洗濯など自立に向けた日常生活の習得(配慮)

書いてあるところ

◆第3章 4-(1) こどもの貧困対策

ア-②-(オ) 保護者への支援

- 住宅に関する支援について市町村と連携・協力し、ひとり親世帯等の子育て世帯に対する公営住宅の優先入居
- 新たな住宅セーフティネット制度に基づく市町村による家賃低廉化の実施
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金等

◆第3章 1-(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

イ-⑤ 社会的養護経験者の自立支援の推進

- 退所までに生活に必要な基本的な知識と経験が得られるよう、自立に向けた支援体制の整備

◆第3章 1-(6)-オ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

オ-② 矯正教育や自立支援、就労支援の充実

- 更生保護施設退所後の一人暮らしを見据えた料理教室実施などの自立支援

12 就労支援

みなさんからの意見

- CAになるための方法を知りたい（小学生）
- 学校以外でも、業界の人から**仕事の話**を聞いたり、見学できる場が欲しい（中学生）
- いろいろな**職業**を見る（高校生）
- 検定、**資格**の取得（高校生）
- **就職**のための支援（大学生）
- 資格の勉強（大学生）
- 経営の勉強（大学生）

- 若い母親、こどもが居る母親の**就職活動の支援**（配慮）

書いてあるところ

◆第3章 2-(2) 学童・思春期

エ-③ 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

- 学校教育活動全体を通して、キャリア教育を促す取組を推進
- 童生徒が主体的に進路を選択・決定するために必要な支援に取り組む
- 職場における体験活動等を通してこどもの将来や仕事について考えるきっかけを創出し、学ぶことと社会との接続を意識した取組を推進

◆第3章 2-(3) 青年期

イ-① 就業支援と定着促進に向けた取組

- 沖縄県キャリアセンター等において、専門のキャリアコーチによる就職相談や、就職活動に必要な知識やスキルを提供するセミナー等を開催
- 技術系・ものづくり系人材が県内で活躍できる環境整備に取り組む
- 適切な職業や企業を選択するための知識やノウハウの習得支援等に取り組む

◆第3章 2-(1) こどもの誕生前から幼児期まで

ア-④ 若年妊産婦等への支援

- 若年妊産婦及びその配偶者が安定した生活を営み自立できるよう、就学や就業を含め、ライフプランに関する支援等に取り組む

◆第3章 3-(4) ひとり親家庭等への支援

ア-② 就業支援の推進

- 就業相談員による就業相談、資格取得講習会の開催、求人情報の提供
- 子育てと就労の両立など、様々な困難を抱えるひとり親家庭等をサポートするため、在宅就業も含めた多様な働き方の実現
- ひとり親家庭等の雇用促進に資する各種雇用関係助成金や奨励金制度の周知を含めた啓発活動の実施

12-2 就労支援

みなさんからの意見

- 1回15分位のボランティアでのごく短い**就労体験**（配慮）
- 人とふれあう事が好きだから、**短時間の就労体験**がしたい（配慮）
- **雇用先の拡大、職場での配慮**（配慮）
- 自分の状態に合わせた**働き方**の選択（配慮）
- **ビジネスマナー**の習得（配慮）
- **面接練習**、面接の同行支援（配慮）
- **職場見学、就労体験（インターンシップ）**（配慮）
- **自分の事を解ってくれる人が沢山いる場所**で働きたい（配慮）
- 求人情報、**求人の紹介**（配慮）

書いてあるところ

◆第3章 2-(3) 青年期

イ-① 就業支援と定着促進に向けた取組

- 沖縄県キャリアセンター等による就職相談、就職活動に必要な知識やスキルを提供するセミナー等の開催
- 若年無業者に対する基礎的な職業訓練の実施
- 就業体験や職場訓練によるマッチング支援

イ-③ 就職困難者等に対する総合的支援、キャリア自立に向けた支援

- 求職者のニーズに対応した就職までのワンストップ支援
- 就職困難者や生活困難者に対する個別的・継続的な支援

◆第3章 1-(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

ア-⑦ 思春期支援から一般就労等への円滑な接続

- 障害児のそれぞれの特性に応じ、最も適した働く場への円滑な移行、安定して働き続けるための就労支援の充実

◆第3章 1-(6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

オ-② 矯正教育や自立支援、就労支援の充実

- 社会との関わりに不安を抱える等、就労に向けた準備が整っていない者に対する生活習慣の見直しを含む訓練の実施、就労体験を受入れる企業の開拓等
- 就労訓練を行う民間事業所との掘り起こし

13 その他の支援

みなさんからの意見

- あらゆるプランニングや政策決定の場において、女性や障がい者など**多様な人の参画**を進める（若者）
- こどもまんなか社会の実現には、**様々な方面からの画期的なアイデア、議論**が必要（保護者）

書いてあるところ

◆第3章 1-(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

エ-① 教育を通じた男女共同参加の推進

- 人権教育や男女共同参画の重要性について、学校教育全体を通じた教科横断的な取組の充実

◆第5章 1-(2) こども・若者の多様な声を施策に反映させるための環境整備

- 全てのこども・若者が自らの意見を持ち、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法の検討と、十分な配慮の実施。

- **地域行事**に参加するために事前情報が知りたい（配慮）

◆第3章 1-(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

ア-① 遊びや体験の機会の場の創出及び読書活動の推進

- 地域の自然環境、歴史、伝統文化、芸術に触れる体験活動、ボランティア活動、スポーツ活動等を推進

- **同性婚**を認めて欲しい（こども）

◆第3章 1-(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

エ-② 性の多様性に関する理解促進、啓発

- 性の多様性への理解を促進するための啓発活動や性の多様性に関する多様な悩みに対応するための相談事業などに取り組

13-2 その他の支援

みなさんからの意見

- 夜間保育を行う保育園など、夜に働く親のためにこどもを預かる場所の提供（若者）
- 保育園に早く預けられ、抽選もれが無いように**保育所を増やして欲しい**（配慮）
- 子育てしながら安心して働くため、**保育士の所得向上や労働環境の整備**を早急をお願いしたい（保護者）

- 現在2人目を妊娠中だが、以前**産後うつ**になったことがあるので、その**フォローとケア**をして欲しい。家族だけでなく地域の助けも借りたい（保護者）

- 現在の**こどもの医療**に関する状況は非常に悪い。かかりつけ医にあたる小児科病院は事前予約や当日予約など早い者勝ちでしか受診出来ず、**小児科迷子状態**に悩みを抱く保護者は少なくない（保護者）

書いてあるところ

◆第3章 2-(1) こどもの誕生前から幼児期

イ-② 多様な保育ニーズへの対応

- すべての家庭が安心して子育てできるように、夜間保育や延長保育など、子育て世帯のニーズや地域の実情に応じた各種事業を展開

イ-⑥ 待機児童の解消及び保育士等の確保・処遇改善

- 待機児童が生じないように、市町村と連携し保育士の確保に努める
- 保育士の安定的確保のため、賃金の改善、年休等取得のための代替保育士の配置支援及び正規雇用化の促進

◆第3章 2-(1) こどもの誕生前から幼児期まで

ア-③ 地域の周産期医療体制の確保、医療と母子保健との連携推進

- 生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭や保護者の養育を支援するため、保健師等の家庭訪問による子育て支援に関する情報提供、養育についての相談、助言等を行う市町村の取組を支援

◆第3章 2-(2) 学童期・思春期

ウ-① 小児医療体制の充実

- 夜間・休日の「子どもの医療電話相談事業(#8000)」の実施による、保護者の不安軽減や救急医療機関の負担軽減
- 小児科医の確保など小児医療提供体制の確保

13-3 その他の支援

みなさんからの意見

➤ 望まない妊娠を避けるための**性教育の充実**や、こどもを社会全体で育てる体制が必要（若者）

➤ **お金の使い方や貯め方、増やし方**を学びたい（配慮）
➤ **社会保障制度（税金・年金・保険）**などの情報を受けたい（配慮）

書いてあるところ

◆第3章 2-(2) 学童期・思春期

ウ-② 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進

□ こどもの性に関する悩み等への相談支援及び居場所職員への研修等の実施などによる、性についての正しい知識の普及啓発

ウ-③ 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進

□ 妊娠・出産等に関する専門家による電話相談等に加え、10代等若年で予期せぬ妊娠に不安を抱える方に対するSNS等を活用した相談支援や妊娠検査に係る同行支援

◆第3章 2-(2) 学童期・思春期

エ-② 消費者教育、金融経済教育の推進

□ こども・若者が消費者被害に遭わないよう、人や地域・社会、環境のことも考えて行動できる「うちな一消費者」の育成に向けた消費者教育の推進

エ-③ 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

□ 働く上で必要な社会保障制度及び労働関係法令など基礎的知識の普及

□ 我が国の社会保障制度の現状と課題などを、医療、介護、年金などの保険制度において見られる諸問題を通して理解出来るように取り組む

13-4 その他の支援

みなさんからの意見

- 所得をふやして（こども）
- お給料増やして下さいお願いします（小学生）
- 福祉関連の仕事の給料をあげて欲しい（大学生）
- 大学生の最低賃金のUP（大学生）
- もっと日本全体の経済状況が良くなり、こどもと向き合える時間が増えたらこどもも生き生きと過ごせる。今は共働きで必死に働いて子育てしている印象（保護者）

- 労働環境を整えて、男女共に育児休業を取得しやすい環境にする、労働時間の調整、リモートワークを導入、時間休など柔軟な働き方が出来ると育児がしやすくなる。（保護者）

- 離婚後の養育費を払わない相手に対して、相手の口座の差し押さえや請求等をして欲しい（保護者）

書いてあるところ

◆第3章 2-(3) 青年期

イ-④ 賃上げに向けた取組

- 県内企業の雇用の質の改善や生産性向上の取組促進
- 県内企業における所得向上の取組を支援

◆第3章 3-(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

ア-③ キャリアアップと子育ての両立を可能とする環境の整備

- 柔軟な働き方実現のため、テレワーク等時間や場所を有効に活用できる多様で柔軟な働き方の普及促進

ア-④ 男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組

- 企業や市町村等と連携し、男性が育児休業を取得することの意識喚起や、職場等の理解を深めるため、男性向け講座等や県民向け広報など必要な広報・啓発活動の実施

◆第3章 3-(4) ひとり親家庭への支援

ア-⑤ 養育費や親子交流に関する相談支援の推進

- 養育費の継続した履行を確保するため、養育費に関する弁護士相談、公正証書の作成や養育費補償契約締結等に係る支援

13-5 その他の支援

みなさんからの意見

➤ 学び直しの支援（配慮）

- こども達が生き生きと暮らす為には、親の雇用安定が必要不可欠。正規雇用を増やして欲しい（保護者）
- 沖縄県民の所得向上。お金があればこども達にかかる費用も変わってくる。（保護者）

- こどもの不登校支援（登下校の付き添い）は保護者の対応が不可欠であり、職場の理解が得られないと働き続けることが難しい（保護者）
- 居場所までの送迎支援（配慮）

書いてあるところ

◆第3章 4-(1) こどもの貧困対策

ア-②-(3) 高校生期

- 高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間の授業料に係る支援のほか、通学費に係るバス運賃等の負担軽減

◆第3章 4-(1) こどもの貧困対策

ア-②-(カ) 雇用の質の改善に向けた取組

- 正規雇用化を図る企業等に対しては、専門家派遣などの支援を実施
- 従業員の給与増に積極的に取組む企業を認証する「沖縄県所得向上応援企業認証制度」を通じた県内企業における所得向上の取組支援

ご意見に近い現在の施策、取組

- 拠点型居場所等によるこども達の送迎対応

意見の紹介（計画への反映は出来ていませんが、みなさまからこんな意見がありました）

みなさんから届けられた意見全部をこども計画へ反映するのは難しかったけど、みなさんが日頃感じてること、考えていることをご紹介させていただきます。

- 異次元の子育て政策として、子育て世帯への大胆な減税を検討して欲しい（保護者）
- **中間層**もとても苦しい。貧困から抜け出したい一心でひとり親で昼夜ダブルワークで働いています。そのため非課税でなくなり、支援対象から外れました。児童扶養手当も減額になり、非課税世帯の時と同じくらい苦しい生活をしている。（保護者）
- 2人の子を育てるシングルマザーですが、収入による制限で児童扶養手当の適応有りません。金銭面で頼れる者は居ません。児童扶養手当だけでなくこども手当も、本当に子育てした人が考えた制度でしょうか（保護者）
- 共働きで、ある程度世帯収入がある世帯でも、こどもは多胎児で決して生活にゆとりはない。こどもの学費に関しては、所得制限を撤廃し、様々な家庭環境のこども達が安心して学べる環境が必要（保護者）
- こどもをターゲットとした対処療法的な施策ではなく、親の状態を含めた抜本的な改革が必要（保護者）

- もっと住みやすい環境にして欲しい（中学生）
- バスケットが上手になるためにバスケットが上手になるクラブが欲しい（小学生）
- バリアフリー情報が手軽に見られるアプリが欲しい（配慮）
- 障害を持っていても通える塾が欲しい（配慮）

作成作業中

意見照会ページ作成作業中

3 意見表明の取組を振り返って

(1) 意見表明の取組に協力して頂いた学校・施設の紹介

こども計画を作るために、沖縄県のこども・若者の意見表明の取組に協力して頂いた学校や施設、支援団体をご紹介します。

対 象	学校名・施設名等
幼稚園	CFOレッジ ヨ・エミリア・アプロ-ち幼児教育センター
小学校	屋我地ひるぎ学園小学部、田場小学校、港川小学校、安謝小学校、仲里小学校、八島小学校、黒島小学校
中学校	今帰仁中学校、与勝中学校、仲井真中学校、久米島西中学校、北中学校、大浜中学校、黒島中学校、興南中学校
高等学校	県立高校全59校、興南高校、沖縄尚学高校、八洲学園大学国際校、つくば開成国際校
大 学	沖縄国際大学、沖縄大学
支援施設・団体等	児童養護施設、障害児の支援施設、こども・若者の相談支援施設や支援団体など

～ Special Thanks !! ご協力、ありがとうございました ～

(2) ア 大学生からの感想

今回、「沖縄県子ども計画」を作るための「子ども・若者の意見表明」の取組に参加して、「子ども達の意見表明の場づくり」に参加してくれた大学生（p2の「大学生を主体とした参画・意見表明のモデル事業」の取組へ参加）のみなさんからの感想をご紹介します。

（子ども達の）年齢が上がるにつれ、大人達から現実を突きつけられたり否定された経験により、将来が曖昧で自信が持てなくなっていると思う。



子ども達も色々なことを考えているが、伝える場がない。大人とコミュニケーションをとり、意見を伝えることも大切だと思った。



（子ども達の）年代によって回答が異なるため、いろいろな視点から子ども達の見る社会について考える事が出来た。



子ども達も人間関係で悩み、生きづらさを持っていると感じた。



政治への関心を持つ若者が増えている印象を受けたので、これからの未来が良い方向に向かう希望が見えた。



高校生のうちからボランティアを意識していることに感心した。



（子ども達の）夢に向かう素直な心や言葉に出来る強さから勇気をもらえた。子ども達と同じ方向を見ることで問題解決の鍵が見つかるのではないかな。



若者の必要としている支援として、精神的に支えてくれる存在と経済的なサポートがあげられた。社会は経済的な援助を、私達は夢を応援できる大人になる必要があると思う。



(2) イ 小中学生からの感想

こどもは、権利を持っていないと思って
いたけど、教育を受ける権利、暴力や
暴言から守られる権利など、たくさ
んの権利が私達にもあるとわかった。



小学生

充実した毎日を送っている。話
すことが好きだからもっと話せる
所があるといいなと思う。



小学生



配慮

こどもの大切な4つの「権利」や「こ
ども基本法」について教えてもらい、
自分たちは家族だけでなく、色々な
人に支えられ、守られていると思った。



小学生

自分の権利と同じくらい友達
の権利も大切にしたい



中学生

今の日本では、大人が世の中を管理して
います。ですが、自分たちはこどもでも、意
見を出すことはできます。意見に責任を持
つことはできませんが、もう少し耳を傾けて
ほしいです。多くの人に耳を傾けることがこ
れからの世の中をよくするために必要だ
と思います。

選挙権がなく投票できないこどもも
意見がとおるようになったと思った。



小学生

国際的なこどもの条約があって安心だ
と感じました。条約があっても戦争や争
いをしている国のこども達はかわい
そうだなと思った。自分にとっていやな
ことじゃなくても、相手がどう感じる
かも考えて行動したり発言するよ
うになりたい。



小学生

こどもの権利とかあるけど実際そ
こまで変わってないような気が
します。家庭環境とかお金、暴力、
周りの子や自分の周りにあたり
まえのようにあるのに、意見を言
っても本当にかわるのかわからない。



中学生

(3) みなさんを応援します!! (支援事業の紹介)

今回のこども・若者等からの意見表明で届けてもらった声の中から、「経済的な理由で勉強や進学を諦めたくない」といった声や、「誰かに気軽に相談したい、悩みを聞いて欲しい」といった声を支援・応援するための国や県等が実施している支援事業を紹介します。

学校に必要な費用や進学の為の奨学金などの応援

経済的な理由により就学困難な幼児児童生徒の保護者や、高校や大学に通うことがむずかしい人のために、次のような援助があります。

小・中学校や特別支援学校

《就学援助制度》

学用品・学校給食費・修学旅行費・通学費等の援助があります。くわしくは、小・中学校は市町村教育委員会へ、特別支援学校は直接、学校へお問い合わせください。

各市町村教育委員会の問い合わせ先はこちらのページをご確認ください。

[就学援助制度 | 沖縄県公式ホームページ](https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008819/1008843/1008787.html)

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008819/1008843/1008787.html>

QRコード作成作業中

高等学校進学の際の支援

高校生等の学校生活を支援していくため、教育に係る経済的負担の軽減を図る制度が準備されています。高校等進学の際の参考にしてください。

《授業料の負担軽減制度》

一定の所得基準未満の世帯の高校生に対して、**授業料を支援**しています。

《授業料以外の負担軽減制度》

- 通学費の支援：バス・モノレール通学費支援
遠距離等通学に係る通学費の一部援助
- 授業料以外の教育費負担支援
- 働きながら学ぶ定時制・通信制の高校生を対象とした無利子の貸与型修学奨励金
- 経済的な理由により修学が困難な高校生等を対象とした無利子の貸与型奨学金

このほかにも、こどもの就学や入学に必要な資金の貸付制度があります。

各制度の問い合わせ先はこちらのページをご確認ください。

[各支援制度 \(高等学校\) | 沖縄県公式ホームページ](https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project_page/001/008/844/r5shienhp.pdf)

https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project_page/001/008/844/r5shienhp.pdf

大学等進学の際の支援

- ◆ 高校生に対する奨学金貸与については公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団で行っております。

また、同財団ではその他、大学、大学院、高等専門学校、専修学校に通う学生・生徒への奨学金貸与も行っております。

[沖縄県国際交流・人材育成財団 ホームページ](http://www.oihf.or.jp/)

<http://www.oihf.or.jp/>

- ◆ 大学や短大、大学院、専門学校等に通う学生については、日本学生支援機構においても、奨学金の貸与及び給付を行っています。同機構では海外留学のための奨学金制度も実施しています。

[独立行政法人日本学生支援機構](https://www.jasso.go.jp/index.html)

<https://www.jasso.go.jp/index.html>

- ◆ 沖縄県では、県外難関大学に進学する生徒を対象に、奨学金の給付を行っています。

[『沖縄県県外進学大学生奨学金』 | 沖縄県公式ホームページ](https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008819/1008843/1008849.html)

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008819/1008843/1008849.html>

- ◆ その他にも様々な団体等が主催する奨学金があります。

[沖縄県内で実施されている主な奨学金制度 沖縄県公式ホームページ](https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page/001/008/844/kennaishogaku.pdf)

https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page/001/008/844/kennaishogaku.pdf

[大学・地方公共団体等が行う奨学金制度検索（独立行政法人日本学生支援機構）](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/dantaiseido/index.html)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/dantaiseido/index.html>

高等学校定時制課程および通信制課程に通う学生への支援

高等学校の定時制課程や通信制課程の勤労学生に対し、修学を奨励するため、修学資金をお貸しする制度です。

※くわしくは、各学校へお問い合わせください。

《高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与制度》

勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を支援します。

[沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与事業 | 沖縄県公式ホームページ](https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/gakko/1023180/1022164.html)

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/gakko/1023180/1022164.html>

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団について

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団は、本県の将来を担う有為な人材育成の観点から、創立以来、県出身学生に対する奨学金の貸与・給与をはじめ、在沖縄米軍施設・区域内大学就学者の推薦、東京・大阪地区に学ぶ県出身学生たちの為の学生寮の管理運営等や国際交流等の事業を行っています。

また、東京、大阪にある沖縄県学生寮(南灯寮、大阪寮)について、入寮生の募集を行っています。

くわしくは、下記リンクから公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団のホームページをご覧ください。

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目2番16号

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(外部リンク)新しいウィンドウで開きます

総務課 電話098-942-9212 ファクス098-942-9220

奨学課 電話098-942-9213 ファクス098-942-9220

留学研修課 電話098-942-9214 ファクス098-942-9220

みなさんの悩みや困りごとに対する相談支援

進路や仕事、対人関係、いじめ問題など、人にはそれぞれ悩みがあります。そんな悩み事や困りごとを抱えているこども・若者とその家族のために、次のような相談窓口があります

電話で相談したい

《24時間こどもSOSダイヤル(無料)》

いじめやその他のこどものSOS全般について、こどもや保護者などが夜間・休日を含めて24時間いつでも相談できる、全国共通のダイヤルです。

- 電話番号:0120-0-78310(なやみいおう)
- 受付時間:24時間受付(年中無休)

《こどもの人権110番(無料)》

「いじめ」や虐待などこどもの人権問題に関する専門相談ダイヤルです。

- 電話番号:0120-007-110
- 受付時間:平日8:30~17:15 (土日・祝日・年末年始は休み)

《子ども若者みらい相談プラザsorae(そらえ)》

進路や仕事、対人関係など人にはそれぞれ悩みがあります。そんな悩み事や困りごとを抱えている方と、その家族のために様々な専門分野の相談員があなたのお話をしっかり聞き、あなたと共に考え、新しい一歩をふみ出すお手伝いをします。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ★那覇(中部、南部、離島エリア) | ★名護(北部、伊江村、伊平屋、伊是名) |
| ○電話番号:098-943-5335 | ○電話番号:0980-43-8300 |
| ○受付時間:火~土 10:00~18:00 | ○受付時間:月~金 10:00~17:00 |

※子ども・若者に関する相談・支援機関(教育、福祉、心理・医療、雇用など)を地域別に掲載したMAPです。

<https://sorae.okinawa/ebook/HTML5/pc.html#/page/1>

ラインやチャットで相談したい

《18才までのこどもがつながるチャイルドライン(無料)》

電話やチャットを通じてこどもの「声」を聴き、その気持ちによりそいます。
～ チャイルドラインは子どものための相談先です。ちょっとしたことでも、おしゃべりしただけでも大丈夫。どんなことでも話してね。～

- 第1・第3月曜日と毎週火曜日~土曜日
時間:16:00~21:00
※21:00になると自動でチャットが終了します
(年末年始12月29日~1月3日はお休みです)
- チャットができる人:18歳までの子ども

《チャイルドライン》



《ヤングケアラーチャンネル》

ヤングケアラー等が抱える悩みや問題等について、気軽にSNS(LINE)を活用して相談できる窓口

- 月~金曜日 時間:11:00~20:00
※メッセージの送信は24時間365日可能
(土日、祝日、12/29~1/3はお休みです)
- 相談できる人:沖縄県内に住む18才未満のこども、またはその家族

《ヤングケアラーチャンネル》



《ククルーム》

ククルームは、LINEのチャットで相談できる相談窓口。沖縄県に住む、こどもとおとなが利用できます。
なんだか気持ちがしんどい、やる気がでないときや、イライラしたり、モヤモヤして、だれかに自分の気持ちを聞いてほしいときに、気軽に話しかけてください。

- 月~土曜日 時間:10:00~21:00
(日曜と祝日は休みです)
- 相談できる人:沖縄県内に住む18才未満のこども、またはその家族

《ククルーム》

